

訴 状

令和6年9月10日

釧路地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

弁護士 木 原 功 仁 哉

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

議員辞職勧告決議無効確認等請求事件

請求の趣旨

- 一 被告が令和3年9月13日及び令和6年3月6日に白糠町議会でなした原告に対する議員辞職勧告決議は無効であることを確認する。
 - 二 被告は原告に対し金100万円及びうち金50万円に対する令和3年9月13日から、うち金50万円に対する令和6年3月6日からそれぞれ支払済みまで年3%の割合による金員を支払へ。
 - 三 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第二項につき仮執行宣言を求める。

請求の原因

一 当事者

- 1 原告は、平成11年5月1日から現在まで被告の町議会議員を務めてゐる。
- 2 被告は、地方公共団体であつて、その代表者は町長である棚野孝夫であり、町議会の代表者は議長である富田忠行である。

二 事実経緯について

- 1 令和3年決議

- (1) 被告白糠町の議会は、令和3年9月13日に原告に対し以下のとほりの議員辞職勧告決議（以下「令和3年決議」といふ。）を行つた。
- (2) 令和3年10月25日付け被告の「しらぬか議会だより」（No.154）によれば、下記のとほり福地裕行白糠町議会議員に対する辞職勧告決議（令和3年決議）がなされたことが白糠町民を含めて不特定多数の者に告知された（甲1）。

記

9月定例会1日目に「福地裕行白糠町議会議員に対する辞職勧告決議」が提案されました。

提案理由説明の後、即日採決の結果、賛成多数で可決されました。

提出者：立石 巧 賛成者：小野キサ 小池憲一

【決議原文】

福地裕行議員が8月30日付で町議会と町を相手取り、マスクを着用しないで議会に出席し発言する権利などを求めて、釧路地裁に提訴したことをマスコミに喧伝するとともに、インターネット上で全国に提訴内容を拡散した。

しかしながら、マスクを着用し議会に出席することは、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防、周りの人に感染させないという理由から、議会議員全員で協議決定したものである。

現在、町民の健康と命を守るために、全町を挙げて感染予防対策に取り組んでおり、その範となる行動を示さなければならない公人である議員が、自身の都合により提訴するということは、我々議員ばかりでなく感染予防対策に取り組んでいる町民の皆様をも冒瀆するとともに、町並びに町議会の名誉と信頼を著しく失墜させるものであり、さらには議会活動及び議員活動を停滞させるものである。

よってこの度の行動は到底容認できるものではなく、厳しく対処すべきと判断することから福地裕行議員に議員辞職勧告する。

以上、決議する。

2 令和6年決議

- (1) さらに、被告白糠町の議会は、令和6年3月6日に原告に対し以下のとほりの議員辞職勧告決議（以下「令和6年決議」といふ。）を行つた。なほ、令和3年決議と令和6年決議を併せて「本件決議」といふ。
- (2) 令和6年4月25日付け被告の「しらぬか議会だより」（No.164）によれば、下記のとほり福地裕行白糠町議会議員に対する辞職勧告決議（令和6年決議）がなされたことが白糠町民を含めて不特定多数の者に告知された（甲2）。

記

福地裕行白糠町議会議員に対する辞職勧告決議

3月定例会1日目に「福地裕行白糠町議会議員に対する辞職勧告決議」が提案されました。

提出者：折出征清　賛成者：立石 巧 小池憲一

【決議原文】

令和2年3月3日、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、我々白糠町議会は、全員協議会において、会議中の議員全員によるマスク着用に関する申し合わせに、全会一致で同意した。その後福地裕行議員は、1年数か月に渡り本件申し合わせを遵守し、マスクの着用を実践していながら、自らの意にそぐわないとして、令和3年7月5日開催の議会本会議に、突如としてマスクを着用せずに出席し、議場を混乱させた。

その際、議長から、議場からの退去や発言禁止を命じられたが、それに応じず、更に令和3年8月30日には、マスクを着用せず議会に出席し発言する権利などを求めて、町と町議会を相手取り訴訟へと突き進んだ。

上告審まで進んだ裁判は、令和6年1月24日に最高裁判所が上告を棄却し、札幌高等裁判所の判決が確定、福地議員が敗訴した。高等裁判所の判決では、福地議員が、会議中のマスク着用について、見直しを求めたり協議検討の場を設ける提案をしたりすることなく、突然行動を起こしたことが指摘されており、言論の府に属する議会人として、その資質が問われることは当然のことと考える。

裁判を受ける権利は憲法で保障されており、それを否定するものではないが、福地議員がありとあらゆる手段をし尽くし、その結果、止むに止まれず訴訟に至った、ということであれば理解もできるが、やるべき手立てはまだ残されていたにも拘らず、マスク不着用という突然の行動表現、それに対する議長の対応を不服として、即裁判を起こすなど、その行為はあまりにも身勝手に軽率であったと言わざるを得ない。

そのような行為がどんな結果をもたらすかは、長く議会議員を務めた福地議員が想像できない訳は無く、また公人であれば、あらゆる事態を想定し、行動を起こすべきであり、そうしなければならなかったものとする。

本訴訟の結果、弁護士費用が住民の血税である町費から支出をされており、ふるさと納税の推進などで全国的に知れ渡った白糠町のブランドイメージを著しく失墜させ、町や町議会はもとより、町民の皆様にも多大なるご迷惑をおかけし、また同時に、その品位と権威を傷つけ、信頼を損ねたことによる社会的・道義的責任は極めて重く、厳しく糾弾されるべきである。

よって白糠町議会は、福地裕行議員に対し、今回の経緯を厳粛に受け止め、札幌高等裁判所で意見陳述した「政治生命をかける」という自らの発言に責任を持ち、自らの意思において、直ちに白糠町議会議員の職を辞するよう、強く勧告する。

以上、決議する。

◎提案理由説明の後、即日採決の結果、賛成多数で可決されました。

三 マスクの着用について

1 総論

- (1) 国は、当初からマスクの着用を奨励してゐるが、マスクを着用しなければならない法律的義務は存在しない。あくまでも個人の判断によつてもしなげらも、反復継続してマスク着用を強く奨励することは、事実上の強制となつてをり、後記五で指摘するとほり、平成18年3月1日最高裁判所大法廷判決（民集第60巻2号587頁）に違反するものである。
- (2) すなはち、これによれば、「国民に対して義務を課し又は権利を制限するには法律の根拠を要する」のは憲法が求めてゐるものであつて、法律によらないマスク着用の事実上の強制は違憲であるといふことである。
- (3) つまり、被告が主張する申し合はせといふのは法的拘束力を持つものではなく、原告が同意してゐないのであるから、議場でのマスク着用を強制することはできないのであつて、これに強制力があるとする被告の主張は、違憲の主張なのである。
- (4) しかも、国及び被告は、マスク着用の強制を正当化する科学的根拠を示さずに、同調圧力を利用して、マスク着用が必要であるとするだけで、非科学的に要求を繰り返してゐるだけである。
- (5) したがつて、以下においては、マスク着用に法的根拠がない上に、マスク着用には感染防止対策としての科学的根拠がないことについて明らかにするものであり、本件決議（令和3年決議及び令和6年決議）を行ふことの前提として、マスク着用を強制することに科学的な合理性がないことについて述べる。

2 有用性について

- (1) マスクの効用等については、科学的根拠に強い疑問がある。いはゆるスペイン風邪と呼ばれた新型インフルエンザウイルス（H1N1）は、当時の世界人口18億人のうち、半数から3分の1程度（少なくとも5億人程度）が感染し、5000万人以上が死亡したとされる。その時期において、アメリカでは、サンフランシスコ市衛生局の最高保健責任者として市保健委員会委員長を務めたウィリアム・C・ハスラーの主導で、大正7年10月に「マスク着用条例」が制定され、第一次世界大戦における愛国心を煽つてスペイン風邪を押さへ込んだとされるが、戦争が終はつてクリスマスになると、人々はマスクをするのを嫌がつて着用しなくなり、感染がさらに拡散したとされてゐる。

これがマスクの効用神話の始まりである。

(2) しかし、現在、アメリカにおいて、マスクの着用者群と非着用者群の比較において、前者の方が感染者が多かつたとの調査結果もある。一般に、鼻呼吸では感染リスクが低い、口呼吸では高い。マスクをしながら声を出して話をする、口呼吸が増えて感染リスクが高まる。マスクを着用すると、呼吸が浅くなり酸欠になつてストレスが高まり疲労がたまる。高温または多湿の環境や季節においてマスクを着用すると体熱放散作用が妨げられて熱中症のリスクが高まる。マスクをした場合でも、マスクをしない場合と比較しても60～80%程度はウイルスに暴露するため、特に、長時間のマスク着用は、却つて感染のリスクが高まる可能性がある。

(3) また、他人に感染させないためにマスクを着用しても、それでもウイルスは飛散する。後述する通り、PCR検査陽性の無症状感染者の感染力はないのであるから、ウイルス飛散を防止するためのマスク着用は有害無益である。また、大多数の人は非感染者であるのでマスクは無用であり、有症状感染者のみにマスク着用を奨励する程度に留めるべきである。

(4) 国は、国民の全員がマスクを着用した形相で生活する「新しい生活様式」といふ異様で異常な社会生活の様式を奨励して定着させてはならない。そのような生活様式は、国民の文化や伝統などを支へてゐる基層に重大な悪影響を生じさせることになるので、国には、このやうな悍ましいマスク生活様式を国民に強制する

ことを速やかに中止しなければならない義務がある。

- (5) 付言すると、以上のことは、主に厚生労働省の政策に関係するものであるが、国民の全員がマスクを着用した形相で生活する「新しい生活様式」といふ異様で異常な社会生活の様式は、コミュニケーション障害や子どもの発達障害を引き起こすといふ大きな問題を招くこととなり、社会全体の国民生活の根幹を歪めてしまふことにある。人と人との交流は、文字や言葉の音声だけでなく、顔全体の表情と表現や口の動きなどによつてなされるものであつて、口を含む顔の大部分をマスクで覆ふ状態では、コミュニケーションが不完全となり、意思の疎通が図れない社会となる。そして、社会といふのは大人だけのものではない。特に、乳幼児や未成年者においては、発達障害等の原因になることが指摘されてゐるのであり、このやうなマスク生活が常態化することを阻止しなければならないのである。

- (6) いづれにせよ、国は、単純にマスクの着用を奨励するだけで、そのマスクの種類と性能、着用場所、着用時間、マスクの着脱の要件などの基準を定めず、どの程度の態様によるマスク着用が有用で安全であるのかの基準に関する医学的知見と根拠を国民に全く示してゐないのである。

3 安全性について

- (1) マスク着用の有害性を無視することはできない。

- (2) マスク着用によつて、鼻呼吸が妨げられ口呼吸を誘発することになり、軽い酸欠状態を引き起こし、熱交換が不完全となつて熱中症の原因になる。また、マスク製造過程での薬品等や接触によるアレルギー性などの皮膚炎や、マスク内での雑菌繁殖による健康被害などを引き起こすのであつて、前述したとおり、マスクによつて顔を覆ふ状態でのコミュニケーションの障害によつて、特に、子供の成長に致命的な支障をきたすことになるのである。
- (3) これらについては、医学論文等が存在する。マスクにより酸欠状態になりSpO₂が低下する (PMID:18500410) のであり、マスクの使用とインフル感染の予防効果を示した研究は存在しない (PMID:22188875) のである。また、感染リスクを減らすマスクの有効性を支持するエビデンスはほぼ皆無である (PMID:20092668)。
- (4) 現に、WHOは、令和2年6月5日まで、健康な人がマスクを着用すべきだと判断するには十分な証拠はないとしてみたのである。
- (5) 「鼻呼吸こそが天然のマスク」 (元岡山大学病院・岡崎好秀) であつて、感染爆発とされてゐる今だからこそ鼻呼吸によつて免疫力を高め、体を強くするためにマスクを外すべきなのである。

4 国立感染症研究所の見解の変更

- (1) 国立感染症研究所 (所長・脇田隆字。以下「NIID」といふ。) は、令和4年3月28日に、「新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) の感染経路について」と題する以下の見解を発表した。

(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2484-idsc/11053-covid19-78.html>) 。

「人は、咳、くしゃみ、会話、歌、呼吸などの際に、鼻や口からさまざまな大きさや性状をもった粒子を空中に放出する [1-5]。粒子はその大きさや含まれる液体の量によって空中での振る舞いが異なる。液体を含んだ大きな粒子は、放出されてから数秒から数分以内に落下するが、小さな粒子や乾燥した粒子は、空中に数分から数時間にわたって浮遊する [2-5]。従

来、これらの粒子については大きさや性状に応じて飛沫やエアロゾルと呼ばれてきた [4, 5]。

SARS-CoV-2は、感染者の鼻や口から放出される感染性ウイルスを含む粒子に、感受性者が曝露されることで感染する。その経路は主に3つあり、①空中に浮遊するウイルスを含むエアロゾルを吸い込むこと（エアロゾル感染）、②ウイルスを含む飛沫が口、鼻、目などの露出した粘膜に付着すること（飛沫感染）、③ウイルスを含む飛沫を直接触ったか、ウイルスが付着したものの表面を触った手指で露出した粘膜を触ること（接触感染）、である [1, 2]。」

- (2) しかし、①のエアロゾル感染は、令和元年初めの武漢ウイルス騒ぎが始まった当初から指摘されてきたが、これまでNIIDは、当該ウイルスの感染経路として、上記②の飛沫感染と上記③の接触感染のみを認め、①のエアロゾル感染を意図的に認めてこなかったが、突如として、3年後の令和4年3月28日になつて、①のエアロゾル感染を第一順位の感染経路として認めたのである。
- (3) このやうな見解の変更を行つたこと理由として推測されるのは、本堂毅氏（東北大学大学院理学研究科）ら8名の研究者及び医師らが令和4年2月1日付けで提出したNIIDへの公開質問状『「SARS-CoV-2の変異株B. 1. 1. 529系統（オミクロン株）について（第6報）」の空気感染（エアロゾル感染）に関わる記述への公

開質問状」 (<https://web.tohoku.ac.jp/hondou/letter/>)

に対する同月7日付けのNIIDの回答書が余りにも曖昧で実質的な回答拒絶であったことから、NIIDとしては、このままでは事後に厳しい科学的批判を受けることになるとの保身的判断により、遂に観念して、エアロゾル感染をやつと認めたといふことである。これは、余りにも遅きに失した発表であり、これまで国と共謀して意図的に発表を遅らせたとしか考へられないものである。

5 エアロゾル感染の意味するもの

- (1) NIIDは、当初からエアロゾル感染（空気感染）が感染経路の主流であることを認識しながら、あへて虚偽の発表をし続けたのは、飛沫感染防止策としてのマスク着用、接触感染防止策としての手指消毒といふ政府の誤つた方針を虚構で固めて権威付けるためのものであつて、極めて悪質である。
- (2) マスク着用と手指消毒を奨励しても、感染拡大が止まらないことの矛盾が露呈したことから、遂に科学的知見に基づいて、これまでの虚偽の発表を訂正せざるを得なくなつたといふことである。
- (3) 感染防止のためには、三密（密閉、密集、密接）を避けることが最も有効であるとするれば、エアロゾル感染を防ぐために必要なことは、「換気」のみであつて、マスク着用と手指消毒などは全く意味がない。

- (4) マスク着用が必要であるとする見解であつても、それは飛沫感染防止のために必要であるとするのであるから、相手に飛沫しない距離が保たれ、声の大きさなどを控へた配慮をすれば、マスク着用は必要ではなくなり、エアロゾル感染の懸念がない屋外や換気の行き届いた場所であれば、マスク着用は不要といふことになる。
- (5) つまり、特に、三密状態であつても、頻繁な会話と相互接触を予定してゐない場所の場合は、換気さへ徹底されてゐるならば、マスクも手指消毒も感染予防のための有効性はないのである。
- (6) 討論会、観客との一体感を演出するライブなどのやうに、多人数による会話や発声による飛沫と相互の接触を予定しうる場所であれば、飛沫感染と接触感染の可能性があることになるが、電車、乗り合ひバス、飛行機などの公共交通機関や、映画館などのやうに、多人数による会話や接触が予定されてゐない場所では、飛沫感染と接触感染の可能性は極めて少なく、エアロゾル感染を防ぐために「換気」がなされてゐれば感染予防としては充分であつて、マスク着用と手指消毒は全く意味がないことになる。
- (7) また、エアロゾル感染の防止のためには、マスクは全く無力である。アクリル板による遮蔽やフェイス・ガードなども全く無力である。マスクの荒い編み目では、超微粒のエアロゾルやウイルスは簡単に素通りする。大魚を捕まへる漁網で

プランクトンは捕獲できないのである。

- (8) 飛沫感染を防止するためには、発言者の多い集会においても、密接状態で飛沫がかかる特別な場合は別として、飛沫がかからない距離を保つてゐるのであれば、マスク着用は不要であり、エアロゾル感染防止のために必要なことは一にも二にも換気であつて、必要換気量である1人当たり $30\text{m}^3/\text{h}$ を確保すれば足りるのである。

6 マスク着用等の奨励の違憲性

- (1) マスクの着用は、国民生活においては極めて非日常的な行為である。その非日常的な行為を永続化させ日常化させることは、健全な心身の状態を蝕むのであるから、たとへそれが一時的に必要であると判断された場合であつても、できる限り非日常的な状態が早期に解消させることが国家の保健衛生行政に求められてをり、国には、その義務がある。
- (2) ところが、国は、エアロゾル感染を意図的に否定し続け、飛沫感染と接触感染のみに固執してきた非科学的な政策によつて、最も多い感染経路であるエアロゾル感染を無視しながらも換気の奨励を行つてきた。もし、エアロゾル感染を否定するのであれば、換気は不要になり、マスク着用と手指消毒だけでよいことになる。にもかかはらず、それでも「密閉」を避けて「換気」を奨励してきたのは、

やはりエアロゾル感染を認めてみたことになるといふ大きな矛盾を犯し続けてきたことになる。

(3) 国は、国民生活において、非日常的なものを奨励し続けてはならない。すみやかに日常性を取り戻す政策を奨励しなければならない義務があるにもかかわらず、武漢ウイルス騒ぎが起こってから、いち早くマスク着用を奨励し、それを益々強化し、同調圧力を利用して事実上の義務化を定着させてきたのである。

(4) そのため、国民の社会生活は、マスク不着用の者を周囲の者が白眼視し、同調圧力に乗じて社会からマスク不着用の者を排除する傾向が強まり、労働環境においても、解雇、配置転換、減給などの不利益処遇が公然と行はれてゐることを黙認し続けてきたのである。

(5) 多数の者による同調圧力を容認する思想は、多数決原理による民主主義を根拠とするものとされるが、このやうな形骸化した民主制は、ワイマール憲法の民主制度が、「大衆の喝采」こそが民主制の神髄であるとしたナチスの独裁制を生んだのと同様に、マスク着用を容認する「大衆の喝采」によつて、いまや、わが国は「暴力国家」へと変容してゐるのである。

(6) これにより、マスク不着用による健康な生活を営まうとする多くの国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（憲法第25条第1項）を侵害され、国は、それを保障すべき義務（同条第2項）に違反し、さらに、生命、自由及び幸福追

求に対する国民の権利を国政の上で最大の尊重をなすべき義務（同第13条後段）にも違反するとともに、マスク着用を容認する者とマスク不着用の者を不合理に差別するものであつて、これらは、法の下での平等（同第14条）に違反してゐるのである。

- (7) 以上により、マスクやフェイス・ガードの着用、アクリル板の遮蔽、手指消毒などの奨励は、エアロゾル感染には全く無力かつ有害であり、極めて非科学的であつて、全面的かつ全事象的なマスク着用の奨励は直ちに中止し、原則としてマスク不着用の奨励へと政策の転換がなされなければならないのである。

7 PCR検査、抗原検査、ワクチン接種及びマスク着用

(1) 社会的制裁と法的制裁

- ① 一般に、政府の積極的な誘導によつて、マスク等を着用することの社会的規範が形成されると、その社会集団において、特定成員の行動が社会集団の持つ社会的規範に背反した場合、その行為者に対して、同調圧力によつて、批判、嘲笑、侮辱、排斥などの心理的・物理的圧力を伴ふ社会的制裁（サンクション）が課されることになる。
- ② そして、特に、嘲笑や侮辱は、人格的否定行動のモラル・ハラスメントであつて、人民裁判的なリンチ的刑罰に等しいものである。我が国の武士社会では、

満座の前でこのような行為を受けることは最大の恥辱であつて、生死をかけた闘争に発展し、社会的制裁を超えて藩や幕府の法的制裁を受けるに至るのである。

- ③ ところで、本来は、このような社会的制裁とは、法によらない制裁行為であるとされてゐる。しかし、その社会的制裁が国家として容認できないものであるときは、国家は、その社会的制裁を制限し、あるいは禁止する法的措置を講じなければならない義務がある。
- ④ しかし、もし、国家がそれを容認して特定の政策を推進するために利用して推奨する国家作用が加はる場合は、その段階で、社会的制裁から法的制裁へと昇華し、実質的に法的義務化することになるのである。
- ⑤ PCR検査等を受けさせることは強制ではないとし、ワクチン接種についても予防接種法において努力義務にとどまり、強制的に接種義務は課せられないとしながらも、実質的には強制されてゐる。
- ⑥ また、これと同様に、マスク着用についても、法的義務は課せられてゐないとするものの、実質的に強制に及んでゐるのである。
- ⑦ 強制に及ぶといふことは、法的義務が課されてゐることであつて、法的義務がないとしながらも実質的には法的義務（強制）を課してゐるのであつて、羊頭狗肉の欺瞞と詐術に他ならないのである。

(2) PCR検査及、抗原検査及びワクチン接種の実質的強制

① 厚生労働省のホームページの「【水際対策】出国前検査証明書」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

によれば、

「有効なワクチン接種証明書を保持していない全ての入国者（日本人を含む）は、出国前72時間以内に検査を受け、医療機関等により発行された陰性の検査証明書を入国時に、検疫所へ提示しなければなりません。

有効なワクチン接種証明書又は検査証明書のいずれも提示できない方は、検疫法に基づき、原則として日本への上陸が認められません。

また、出発国において搭乗前にワクチン接種証明書又は検査証明書のいずれも所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されますのでご注意ください。

検査証明書の取得が困難かつ真にやむを得ない場合には、出発地の在外公館にご相談ください。」

とある。

② また、外務省の海外安全ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（出国前検査陰性証明保持の見直し）」

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C073.html

によれば、

「（令和4年）8月25日、新型コロナウイルス感染症に関する水際措置の見直しの詳細が公表されました。措置の概要は以下のとおりです。

1. 出国前検査証明提出の見直し

9月7日午前0時（日本時間）以降、有効なワクチン接種証明書を保持している全ての帰国者・入国者については、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めないこととします。」

とある。

- ③ これらのことは、出入国の許可を受けるについて、日本人に対して、ワクチンの接種証明書を求め、それがいない場合にはPCR検査の陰性証明書を求めてみることになり、その前提としてワクチン接種とPCR検査受診の義務を課してやることになる。
- ④ また、ワクチン接種証明書があれば、PCR検査の陰性証明書の提示義務を免除することは、ワクチンの接種者を優遇し非接種者を冷遇するといふ差別的取り扱いであつて、間接的にワクチン接種を強制することになつてゐる。
- ⑤ 以上により、国民に対して、これが適用されるのであるから、PCR検査の受診とワクチンの接種を公法上の法律関係において強制されてゐることになる。

(3) マスク着用の実質的強制

- ① 国は、国民に対して、マスク着用の法的義務は課せられていないとするが、
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5及び同第12条の各第3号
並びに同施行令第5条の5及び同第12条の各第7号の「入場の禁止」は、マスク
不着用の制裁であるから、限定的な事象ではあつても、マスク着用義務を認め
てゐることとなつて、法的義務がないとする前提と明らかに矛盾してゐるので
ある。
- ② これは、国民は、国との公法上の法律関係においてマスク着用を強制されて
ゐることになり、妨害予防請求権に基づいてこれを排除する権利がある。
- ③ また、国は、入場の禁止を行へる施設以外においても、裁判所庁舎、検察庁
庁舎などすべての公共施設の入場者に対して、その施設管理権の行使として、
これまでマスク着用を執拗に繰り返し奨励し続けてきたのであつて、このやう
な公権力を有する政府などによるマスク着用を反復継続した奨励には、強い心
理的圧力があり、実質的な強制力を持つてゐる。

8 施行令第5条の5及び同第12条の各第3号及び各第7号の無効性

- (1) 施行令第5条の5及び同第12条の各第6号には、「マスクの着用その他の新型インフ
ルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知」とある。
- (2) ここにマスクの着用といふ言葉が登場するが、マスクがどのような形態であり、
どのような使用態様であるのかについての定義がない。

- (3) また、マスクの着用その他の・・・措置の入場者に対する周知」とあるやうに、マスクの着用はその措置の例示とされてあるものであつて、マスク着用に限定されてあるものではなく、ましてやマスクの着用を義務付ける規定ではない。
- (4) そもそも、前述したとおり、国民の義務規定としては、法第4条第1項に、「事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び感染の拡大の防止に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。」とあるだけで、具体的な義務態様としてマスク着用義務は存在しない。
- (5) そして、その義務規定を具体化するために、法第75条には、「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。」とあるが、法第4条第1項の努力義務の具体的な態様として、マスク着用義務を定めうる政令への委任がなされてあるものの、マスク着用義務を定めた政令の規定は存在しない。
- (6) ところが、施行令第5条の5及び同第12条の各第6号に続いて、各第7号として、「正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止」と定めたのであるが、この「入場の禁止」は、義務なきことを強要する措置である。繰り返す述べるが、これが、「入場辞退の勧奨」であれば、整合性はあるが、「禁止」といふのは、勧奨ではなく強制の意味である。
- (7) なお、施行令第5条の5及び同第12条の各第3号には、「発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止」とあり、ここにも「入場の禁止」とあるが、その発熱者等が指定感染症であると認定された場合には、強制的に入院措置がとられるのであるから、その反射的效果として「入場の禁止」が認められるといふ限度において容認されるものに過ぎない。
- (8) 発熱等の症状は、指定感染症以外の疾病にも多く、検査もせず発熱等の症状があるといふだけで指定感染症であると確定診断することはできない。ましてや、医師法第17条は、医師でない者による「医業」を禁止してある。当該診断行為を行ふに当たり、医師の医学的判断及び技術をもつてするのでなければ感染症の診断はできないのであつて、そのやうな行為は人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為であるから、これは医師法第17条の「医行為」である。
- (9) それゆゑ、全ての入場者を検査する行為は、反復継続する意思を以て行ふ医行為であるから、医師でない者が行ふことは明らかに違法なのであり、発熱等の症状があることを理由に、医師でない者が「入場の禁止」を判断しうる能力と適格性を備へていないのであるから、単に指定感染症であると主観的に疑はれる程度で「入場の禁止」といふ強制は認められないことにおいては、第7号と同じである。
- (10) いづれにせよ、強制は義務を伴ふことになり、義務規定を定めないままの強制は違法無効であることが明らかである。

四 司法の判断と自治体の判断

- 1 (1) 前記三により、マスク着用の強制ないしはこれに準ずる実質的な強制となる行為に科学的な合理性はなく、被告としては、エアロゾル感染を防止するために、一にも二にも換気が必要であつたにもかかわらず、被告の議会場では全く換気機能が働いてみながつたことが最大の問題だつたのであるが、原告のマスク不着用が感染拡大となるといふ極めて非科学的な謬論に支配されて令和3年決議と令和6年決議が強行されたことになるのである。
- (2) そして、被告が依拠するのは、原告が提訴した前訴（釧路地方裁判所令和3年（行ウ）第5号マスク着用義務不存在確認等請求事件及びその控訴事件、上告事件、再審事件。以下「前訴」といふ。）の提起が違法であるとするところにあるのであるが、このやうな決議は、原告の裁判を受ける権利を否定するものであつて違憲であることは明らかである。
- 2 (1) また、前訴は、マスク着用の合理性、科学性については判断してみない。それは、法律上の争訟性に関する昭和41年2月8日最高裁判所第三小法廷判決（民集第20巻2号196頁）によれば、「司法権の固有の内容として裁判所が審判しうる対象は、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」に限られ、いわゆる法律上の争訟とは、「法令を適用することによって解決し得べき権利義務に関する当事者間の紛争をいう」ものと解される（昭和二九年二月一日第一小法廷判決、民集八巻二号四一九頁参照）。従つて、法令の適用によつて解決するに適さない単なる政治的または経済的問題や技術上または学術上に関する争は、裁判所の裁判を受けうべき事柄ではないのである。国家試験における合格、不合格の判定も学問または技術上の知識、能力、意見等の優劣、当否の判断を内容とする行為であるから、その試験実施機関の最終判断に委せられるべきものであつて、その判断の当否を審査し具体的に法令を適用して、その争を解決調整できるものとはいえない。」として、科学的論争については法律上の争訟に該当しないとするために、前訴ではこれについての判断が回避されてきたのである。
- (2) ところが、前訴では、科学的論争にかかるマスク着用の強制を合法であると判断して原告の請求を退けたのであるが、これは実質的に科学的論争であるマスク着用の強制を合法とする前提に立つてあるものであつて、前訴における裁判所の判断は前記判例に違反した違法判決なのである。
- (3) 以上によれば、マスク着用に関する科学的判断については、争訟性を満たさないために司法判断に馴染まないものの、これとは異なり、自治体の判断としては、科学的知見に基づいて、その合理性の判断がなされなければならないのである。

五 議員辞職勧告決議の争訟性と違憲性について

- 1 (1) 議員辞職勧告決議については、法律上の争訟性があり、その無効確認の利益は存在する。すなはち、法律上の争訟は、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、②それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られるとする判例（最高裁判所昭和56年4月7日最高裁判所第三小法廷判決・民集35巻3号443頁）によつて認められてゐるからである。
 - (2) ところで、本件決議は、いづれも、その批判の矛先は議会外の政治的行為である前訴の提起にあるが、名古屋高等裁判所令和4年11月18日判決（判例自治496号22頁。上告なく確定）によれば、「議会の自律権は、議員の議会外における政治的行為の制約にまで及ぶものではないから、議会が、議員の議会外で行つた政治的行為であつて、議員として本来許されるべきものを理由として当該議員に対して議員辞職勧告決議を行つた場合で、当該議員の私法上の権利利益を侵害するときは、それはもはや議会の内部規律の問題にとどまらないとして、裁判所はその違法性について判断することができるというべきである。」と説示してゐることから、原告の令和3年決議及び令和6年決議が批判するのは原告が議会外で行つた政治活動については争訟性は認められ、その違法性について裁判所は判断できるのである。
 - (3) また、平成6年6月21日最高裁判所第三小法廷判決（集民第172号703頁）によれば、「原審が適法に確定した事実関係の下においては、上告人の町議会が、議員である被上告人に対し、被上告人が上告人所有の土地を不法に占拠しているとして議員辞職勧告決議等をしたことが、被上告人に対する名誉き損に当たるとしてされた本件の国家賠償請求は、裁判所法三条一項にいう「法律上の争訟」に当たり、右決議等が違法であるか否かについて裁判所の審判権が及ぶものと解すべきである。」と説示してゐるので、前訴の訴訟提起といふのは政治的行為の側面があるとともに、主として、私権である裁判を受ける権利の行使としての私的行為でもあるから、原告の訴訟提起が法律上の争訟性を満たしてゐることは言ふまでもないことである。
 - (4) さらに、令和2年11月25日最高裁判所大法廷判決（民集第74巻8号2229頁）は、「普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる。」（昭和35年10月19日最高裁判所大法廷判決（民集第14巻12号2633頁）を変更）として、部分社会論を否定したのであるから、議員辞職勧告決議が司法審査の対象となることは明らかなのである。
- 2 (1) そもそも議員辞職勧告決議をする権限は議会にはなく、地方自治法にもその根拠となる規定はない。これは、実質的には懲罰であり、懲罰手続によらない違憲の決議である。
 - (3) この決議の効力は、辞職させる実効性のないものであつて、辞職勧告の圧力をかけることを目的とした懲罰表明決議であつて、実質的な懲罰決議である。有権者に選ばれた議員の進退問題については個々の議員が判断すべきであつて、議会が法律

に明文規定もなく特定の議員の進退問題を懲罰規定に基づかずに安易に決議することは、適正手続の保障を定めて憲法第31条に違反する違憲の決議であることが明らかである。

- (4) 議員辞職勧告決議の違憲性の根拠としては、これ以外にも、当該議員に投票した有権者に対して、議会による辞任圧力をかけることが参政権を侵害することが挙げられる。また、当選した議員に対する議会による辞職圧力は議員の権利を侵害する行為なのであり、このやうな決議は法律の根拠のない義務を課すものであつて、憲法違反であり、民主主義の根幹を否定するものなのである。
- (5) すなはち、平成18年3月1日最高裁判所大法廷判決（民集第60巻2号587頁）によれば、「憲法84条は、課税要件及び租税の賦課徴収の手続が法律で明確に定められるべきことを規定するものであり、直接的には、租税について法律による規律の在り方を定めるものであるが、同条は、国民に対して義務を課し又は権利を制限するには法律の根拠を要するという法原則を租税について厳格化した形で明文化したものである。」と説示し、国民である原告に対して「義務を課し又は権利を制限するには法律の根拠を要する」とする前掲判例に違反するのであつて、議員辞職勧告決議自体が適正手続の保障を無視した権限のない決議であつて違憲無効なのである。

六 本件決議の事実認定の誤り

I 令和3年決議の事実認定の誤り

- (1) 令和3年決議には、「福地裕行議員が8月30日付で町議会と町を相手取り、マスクを着用しないで議会に出席し発言する権利などを求めて、釧路地裁に提訴したことをマスコミに喧伝するとともに、インターネット上で全国に提訴内容を拡散した。」とあるが、原告が喧伝したり拡散した事実は一切ない。すなはち、マスコミの取材を受けたので対応したまでであり、原告がインターネットで拡散したといふ事実はないのである。
- (2) 仮に、このことを原告自らが喧伝、拡散したとしても、選挙民に対して議員活動を告知することは正当な議員活動であつて何ら問題とはならない。全国的に関心が高い事案について、原告が当事者として裁判を受ける権利を行使したことを告知したとしても、合法かつ適切なものであつて、何ら批判を受けるものではないのである。
- (3) さらに、「しかしながら、マスクを着用し議会に出席することは、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防、周りの人に感染させないという理由から、議会議員全員で協議決定したものである。」とあるが、マスクを着用して議会に出席すること

を推奨する申し入れはあつたが、法的拘束力のある着用義務はなく、単なる推奨であつて、原告がこれを承諾した事実はない。

- (4) また、「現在、町民の健康と命を守るために、全町を挙げて感染予防対策に取り組んでおり、その範となる行動を示さなければならない公人である議員が、自身の都合により提訴するということは、我々議員ばかりでなく感染予防対策に取り組んでいる町民の皆様をも冒瀆するとともに、町並びに町議会の名誉と信頼を著しく失墜させるものであり、さらには議会活動及び議員活動を停滞させるものである。」とあるが、議員として公共性、公益性のある活動として提訴したのであつて、「自身の都合」で提訴したものではないし、これによつて「議会活動及び議員活動を停滞させる」といふ事実は全くない。
- (5) マスク着用が感染予防対策として有用性、安全性が科学的に確定してゐない状況において、それに異議を唱へる権利はあり、同調圧力に屈しない行動をとることは「公人である議員」の務めであつて、批判に値しない主張である。

2 令和6年決議の事実認定の誤り

- (1) まづ、「令和2年3月3日、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、我々白糖町議会は、全員協議会において、会議中の議員全員によるマスク着用に関する申し合わせに、全会一致で同意した。」とあるが、原告がこれに同意した事実はない。
- (2) さらに、「その後福地裕行議員は、1年数か月に渡り本件申し合わせを遵守し、マスクの着用を実践していながら、自らの意にそぐわないとして、令和3年7月5日開催の議会本会議に、突如としてマスクを着用せずに出席し、議場を混乱させた。」とあるが、マスク着用は任意で行つたことはあるが、それはマスク着用法的義務があると認めたものではなく、あくまでも任意の行動に過ぎない。しかし、議場は、議員としての原告が明確に意思表示する場であるから、マスク不着用の意思を明確に示して、このやうな違法な措置を改めさせることを求めることが議員として責務であるとして行つたに過ぎない。
- (3) そして、「その際、議長から、議場からの退去や発言禁止を命じられたが、それに応じず、更に令和3年8月30日には、マスクを着用せずに議会に出席し発言する権利などを求めて、町と町議会を相手取り訴訟へと突き進んだ。」とあるが、懲罰手続によらずに、地方自治法第129条の議長権限に藉口して実質的な懲罰を違法に行つたのである。地方自治法第129条第1項は、「普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。」とあるが、原告がマスクを着用しないのは、「この法律又は会議規則に違反」したものではなく、

そのやうな合意をしたこともないのであるから、マスク不着用が「その他議場の秩序を乱す」ことはありえないことは明らかである。

- (4) さらに、「高等裁判所の判決では、福地議員が、会議中のマスク着用について、見直しを求めたり協議検討の場を設ける提案をしたりすることなく、突然行動を起こしたことが指摘されており」とするが、判決の確定を踏まへて提案することを検討してゐる議員活動の在り方や計画について容喙される謂はれない。また、現在は再審を申立ててゐるのであつて、最終決着は付いてゐないのである。
- (5) また、「福地議員がありとあらゆる手段をし尽くし、その結果、止むに止まれず訴訟に至った、ということであれば理解もできる」として、「即裁判を起こすなど、その行為はあまりにも身勝手に軽率であつたと言わざるを得ない。」とするが、訴訟が最後の手段として提起しなければならないといふ補充性の原則に服するものではなく、このやうな見解には全く根拠がない。
- (6) さらには、「本訴訟の結果、弁護士費用が住民の血税である町費から支出をされており、ふるさと納税の推進などで全国的に知れ渡った白糠町のブランドイメージを著しく失墜させ、町や町議会はもとより、町民の皆様にも多大なるご迷惑をおかけし、また同時に、その品位と権威を傷つけ、信頼を損ねたことによる社会的・道義的責任は極めて重く、厳しく糾弾されるべきである。」とするが、弁護士に依頼して弁護士費用を支出することは任意であり、また、前訴がふるさと納税に悪影響を及ぼしたとする事実はなく、むしろ、原告の行動を評価して、ふるさと納税をしていただいた方も少なからず存在するのである。マスク不着用に関して訴訟まで提起して問題提起した勇気ある議員が白糠町に居ることの社会的評価の方が高いのである。
- (7) 原告が、札幌高等裁判所で意見陳述した「政治生命をかける」と述べたのは、裁判の結果如何にかかはらず、町民の健康を守るために政治生命をかけるといふ意味である。

七 本件決議の無効確認について

- 1 本件決議は、いずれも議会外における前訴の訴訟活動としての政治的活動及び私的活動を批判して、裁判を受ける権利を侵害するためになされたものであつて、これまで主張してきたとほり違憲無効のものである。
- 2 特に、令和6年決議は、前述したとほり、国立感染症研究所（NIID）がなした令和4年3月28日付け「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染経路について」と題する見解が発表された後のものであつて、司法判断とは別に、自治体の判断として、その科学的根拠からして、エアロゾル感染に全く対応してゐなかつた科学的知見の欠如を自覚し、被告の感染症対策の誤りによつて、マスク着用を強制した本件決議を速やかに

撤回すべき義務があつたのである。

- 3 遅きに失した国立感染症研究所（NIID）の見解であつても、それを尊重して、閉め切つて換気をしない被告の議場ではエアロゾル感染を防ぐことができず、飛沫感染防止効果の可能性があると言はれてきた科学的証明のないマスク着用といふ対策では議場での感染防止対策でも全く無意味であつたことを認識して速やかに反省し、少なくとも令和6年決議が明らかな過誤であつたことが認識できたのである。
- 4 にもかかはらず、マスク着用といふ非科学的な認識に固執して、屋上屋を重ねるが如く誤りをさらに犯したのが令和6年決議であつて、その違憲違法性を否定することは到底できないである。
- 5 よつて、原告は、令和3年決議及び令和6年決議の双方の無効確認を求めるため請求の趣旨第一項の本件決議の無効確認を求めるものである。

八 損害

- 1 令和3年決議及び令和6年決議による原告の政治活動への不当な圧力と精神的苦痛を被つたことに対する慰謝料請求を求めることになる。
- 2 その損害を査定することは困難であるが、あへて算定するとすれば各決議ごとに金50万円を下らない。
- 3 よつて、各決議が不法行為となるので、各決議がなされた時から支払済みまで年3%の遅延損害金を求めるため、請求の趣旨第二項の請求をなすものである。

当事者目録

- 〒088-0321 北海道白糠郡白糠町西1条北7丁目1番地3
原告 福地裕行
- 〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル2階（送達場所）
電話 075-211-3828
FAX 075-211-4810
上記原告訴訟代理人
弁護士 南出喜久治
- 〒658-0053 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町3-15-15
グランディア住吉駅前4階西号室
電話 078-855-3101
FAX 078-855-4015
上記原告訴訟代理人
弁護士 木原功仁哉（主任）
- 〒088-0392 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1
被告 白糠町
上記代表者白糠町議会議長 富田忠行
上記代表者白糠町長 棚野孝夫